

第1編 総 則

第1編 総 則

第2編 災害予防対策

第3編 自然災害応急対策

第4編 事故等災害応急対策

第5編 災害復旧復興対策

付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節	計画の目的及び内容	1
第2節	市の概況	2
第3節	災害の想定	5
第4節	防災の基本方針	7
第5節	防災関係機関の基本的責務と業務大綱	9
第6節	市民、事業者の基本的責務	19
第7節	計画の修正	21
第8節	計画の周知徹底	22

第 1 節 計画の目的及び内容

第 1 計画の目的

藤井寺市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法第 42 条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 5 条の規定に基づき、藤井寺市（以下「市」という。）の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧復興等に関し、市及び関係機関が処理すべき事務、又は業務の大綱を定め、総合的かつ計画的な防災体制を確立し、もって災害から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、防災行政の強力な推進を図ることを目的とする。

第 2 計画の内容

本計画の構成、内容は次のとおりとする。

構 成	内 容
第 1 編 総則	市及び関係機関が防災に関し処理すべき事務及び業務の大綱、想定される被害等について定める。
第 2 編 災害予防対策	災害の発生及び拡大を予防する対策、災害が発生した後の応急対策を迅速かつ的確に実施するための事前の備えについて整理し、地震災害、風水害をはじめ各種災害に対応できる防災活動全般について定める。
第 3 編 自然災害応急対策	地震、風水害等の自然災害が発生するおそれのある場合の警戒活動、災害発生後の人命救助、被災者の生活支援・再建等を中心に市及び関係機関が行うべき応急対策について定める。
第 4 編 事故等災害応急対策	鉄道災害、道路災害、危険物等災害、市街地災害に係る応急対策について定める。
第 5 編 災害復旧復興対策	市民の生活再建のための各種の取組及び復興の基本方針について定める。
付編 1 東海地震の警戒宣言 に伴う対応	東海地震の警戒宣言が発せられたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置等について必要な措置を定める。
付編 2 南海トラフ地震防災 対策推進計画	南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める。
資料編	市及び関係機関の防災情報のうち、特に災害予防、応急対策、復旧・復興を定めるうえで重要となるものを抽出し、関係機関が共有すべき資料・法令・様式等について整理する。

第 2 節 市の概況

第 1 自然的条件

1. 市の地勢

本市は、大阪平野の南東部に位置し、市街地の中心の経緯度は、東経 135 度 36 分、北緯 34 度 34 分にあり、和泉山麓から緩く広がる羽曳野丘陵の北端を占め、北部を大和川、東部を石川が流れ市の北東部で合流している。本市は、北部を八尾市、東部を柏原市、南部を羽曳野市、西部を松原市の計 4 市と接している。

2. 地形・地質

本市は、羽曳野丘陵の北端に位置し、地形は河川による浸食をうけて形成され、大きく分けると、大和川水系の段丘と低地に分類できる。

資料 1－1 地形図（資料編 P1）

段丘は、低地との高低差が約 10 m 程度までの段丘低位面と、高低差が約 10～20 m の段丘下位面に分類できる。段丘低位面の標高は低地に近いため、水害の発生する危険性がある。

段丘層は地質的にみると洪積層の礫質であり、粒径が数 cm～10 数 cm の未風化の円～亜円礫からなり、層の厚さは 5 m 内外である。

なお、市内に点在する古墳群は主に段丘下位面にあり、比較的標高が高く洪水の危険性の少ない土地を選んで築造されたものと考えられる。

低地は、主に大和川の氾濫平野と、市内を流れる小河川の氾濫平野、又は谷底平野で、地質的には、旧大和川の運搬による泥・砂と、石川の運搬による礫・砂からなる沖積層である。低地を構成する堆積物は、未固結であり軟弱な地盤である。

この区域は、標高が低いため降雨の状況によっては浸水する可能性もあり、しかも地盤条件が悪いため、地震発生時には地震動が強く現れ、場所によっては地盤液状化が起こる危険性がある。

3. 気 候

市の気候は、瀬戸内型気候で、四季を通じて温和な日が多く、天災等も非常に少ない性質を示す。

降水量は春（5～7 月）、秋（9～10 月）に多く、冬季は少ない傾向にある。

資料 1－2 気候の概要（資料編 P2）

4. 河 川

市の河川は、市域の北側には、奈良県を水源に持つ一級河川大和川が西流し、東側には金剛・生駒を水源とする一級河川石川が北流し、北東部で大和川に合流している。

大和川は市の北東部、石川との合流点から北西にその流域をとっていたが、1704年（宝永元年）に付替工事が完成し、石川合流点から西へ流れ大阪湾に注ぐようになった。

大雨時に市内を流れる雨水等は、大和川へ自然排水できず、小山雨水ポンプ場と北條雨水ポンプ場から、大和川に強制排水している。

また、現況の主要水路は、主に農業用水路として築造されたものを降雨時の排水用として順次断面を広げるなど、浸水対策を進めているところであるが、未改修箇所については依然として、現在の排水量には対応できない構造であり、局地的な浸水の原因となっている。さらに、都市化の影響もあり、雨水に対し自然保水・遊水・浸透機能が著しく低下し、低地部への流出量が増加する傾向にある。

資料1－3 河川、水路図（資料編P3）

第2 社会的条件

1. 人 口

市の人口は、令和5年9月末で62,770人であり、出生数の低下による自然増の縮小と転出超過により、平成11年度をピークにゆるやかな減少傾向が続いている。

資料1－4 人口、世帯数の推移（資料編P4）

2. 都市構造

市の大部分を住宅地、商業地等が占めており、ほぼ全域が都市化されており、世界文化遺産に登録された百舌鳥・古市古墳群の構成資産である仲哀天皇陵古墳、仲姫命陵古墳等の古墳や歴史遺産等が数多く存在することが特徴である。

鉄道は、市中央部を近鉄南大阪線が東西に、市東部を近鉄道明寺線が南北に走り、市内には藤井寺、土師ノ里、道明寺の3駅がある。

道路は、市中央部を南北に国道170号（外環状線）、東西に府道堺大和高田線、北西から南東へ西名阪自動車道が走り市中央部に藤井寺インターチェンジがある。

資料1－5 広域緊急交通路及び地域緊急交通路図（資料編P5）

3. 産 業

藤井寺駅前の大型商業施設（イオン藤井寺ショッピングセンター）が市の商業施設の中核をなし、藤井寺駅及び道明寺駅の各駅前には商店街が存在する。

商店数は456店で、このうち卸売業が81店、小売業が375店であり、年間販売額は卸売業が約478億円、小売業が約472億円である。（令和3年）

第 1 編 総則

製造業事業所数は 8 3 事業所で、従業者数は 1, 9 0 0 人、製造品出荷額は約 3 8 9 億円である。(令和 4 年)

農家数は 1 7 3 戸、耕地面積は約 5 0 ha である。(令和 4 年)

資料 1－6 商業の概要（資料編 P6）

資料 1－7 工業の概要（資料編 P6）

資料 1－8 農業の概要（資料編 P6）

第3節 災害の想定

第1 想定災害

本計画の策定に当たっては、市における地勢、地質、気象等の自然的条件及び社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、発生が予想される災害は次のとおりである。また、各災害が複合的に発生する可能性も考慮する。

なお、大阪府（以下「府」という。）の南海トラフ地震による被害想定では、本市は津波被害がないため、津波災害は想定しない。

また、気象庁が発表する大雨警報による土砂災害の発表対象にはなっていないため、土砂災害も想定しない。

1. 自然災害

1 地震災害

- ①生駒断層帯地震（直下型）
- ②南海トラフ地震（海溝型）

2 風水害

- ①台風・大雨

2. 事故等災害

- 1 鉄道災害
- 2 道路災害
- 3 危険物等災害
- 4 市街地災害

資料1－9 地震被害想定調査（資料編 P7）

資料1－10 大阪府の地震被害想定結果一覧表（資料編 P9）

資料1－11 断層位置図（資料編 P10）

資料1－12 液状化危険度判定結果図（資料編 P11）

資料1－13 液状化による全壊・半壊想定図（資料編 P13）

資料1－14 揺れによる全壊・半壊想定図（資料編 P14）

資料1－15 東海道、南海道で発生した地震（資料編 P15）

資料1－16 日本付近で発生した主な被害地震（平成18年～令和6年3月）（資料編 P17）

資料1－17 災害救助法が適用された主な地震災害（資料編 P23）

資料1－18 気象庁震度階級関連解説表（資料編 P26）

資料1－19 洪水浸水想定区域図（資料編 P28）

資料1－20 藤井寺市における風水害履歴（資料編 P31）

資料1－21 雨の強さと降り方、風の強さと吹き方（資料編 P40）

資料1－22 台風に関する基礎知識（資料編 P42）

第2 南海トラフ地震防災対策推進地域

東海道、南海道沖の南海トラフ沿いには、東海地震、東南海地震、南海地震の3つの巨大地震が相互に関連しながら、100～150年間隔で繰り返し発生している。

地震の発生が切迫している東海地震には直前予知を前提とした「大規模地震特別措置法」が昭和53年12月14日に施行され、また、東南海・南海地震対策の重要性から平成15年7月25日に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が新たに施行された。さらに、平成25年には「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改正された。

南海トラフ地震は海溝型地震であり、数度にわたる津波の発生と、ゆっくりとした大きな揺れが1～2分以上続く地震であるが、本市においては津波による被害は想定されない。

本市は、南海トラフ地震が発生した場合の震度が6弱以上と想定される地域があり、著しい地震被害が生ずるおそれがあるため「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

このため、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策の事項を「南海トラフ地震防災対策推進計画」（付編2参照）に定め、本計画と併せて南海トラフ地震対策の推進を図る。

第4節 防災の基本方針

第1 計画の理念

防災は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的な施策である。

市防災会議では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓にするとともに、南海トラフ巨大地震に伴う被害想定の結果、甚大な被害をもたらすおそれが明らかとなったことを踏まえ、市域の災害対策を進めてきた。また、平成28年熊本地震における大規模な地震の連続発生や平成30年に発生した大阪府北部を震源とする地震等、さまざまな自然災害が発生していることから、災害対策のより一層の充実強化を図っていく必要がある。

しかし、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、防災の基本理念として、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を据え、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるものとする。

＜防災の基本理念＞

「減災」の考え方ー被害の最小化、迅速な回復

- ① 人命確保を最優先する
- ② さまざまな対策を組み合わせ、災害時の影響を最小限にとどめる
- ③ 市民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、国、公共機関、地方公共団体、事業者、ボランティア、市民等が一体となった防災の取組を行う
- ④ 災害対策の各段階（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）において、計画的に災害対策を進めていく

第2 災害対策の基本方針

災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、科学的な研究成果とさまざまな経験に基づいて検討し、ハード・ソフト対策を「適切に組み合わせて一体的に」講ずることにより効果的な災害対策を行うことや、災害対策全般について絶えず改善を図るものとする。

また、災害対策に当たっては、国、地方公共団体及びその他の公共機関それぞれが、防災計画や相互の応援協定等に基づき、適切に役割分担し、相互に連携協力するとともに、本市においても全庁的な取組として各所管が適切な役割分担のもと対応していくものとする。

加えて、災害に対処することは、「公助」はもとより、「自助」や「共助」なくしては、困難であることから、実現に向けて市民と行政が一体となり、取り組むことが望まれる。

以上を踏まえ、災害対策の基本方針を次のとおり示す。

1. 災害予防段階－周到かつ十分な対策

比較的発生頻度の高い地震等に対しては、被害抑止につながるハード対策を確実に実施して、被害ゼロを目指す防災を実現する。さらに、発生頻度は低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす最大規模の地震等に対しては、ハード対策とともに、避難によって、人命を守ることを最優先として、被害軽減につながる自助・共助としての避難対策や地域コミュニティの活用、公助としての災害情報の充実等のソフト対策を組み合わせた減災を目指す。すなわち、ソフトとハード対策の組み合わせによる多重防御の考え方を基本とする。

2. 災害応急段階－迅速かつ円滑な対応

災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。まず災害発生直前の気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動を行い、一旦災害が発生したときには、的確な避難誘導や高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、外国人、乳幼児、妊産婦等の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の保護はもとより、被害規模を可能な限り早期に把握し、正確で詳細な情報収集を行う。そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

また、被災者の気持ちにより添うことを基本に、年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。とりわけ、要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）に対して、地域コミュニティと協力して、きめ細かな支援を実施する。

感染症が蔓延又は蔓延するおそれがある場合には、避難者の安全を最優先に感染症対策を施した災害対応に努める。

3. 災害復旧・復興段階－適切かつ速やかな対応

災害復旧・復興段階では、適切かつ速やかな対応が重要となる。ライフライン施設等の早期復旧は最優先事項であり、それとともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。

また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、事前に検討し、方針の明示に努める。

なお、本計画に基づく施策の推進に当たっては、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の観点を踏まえながら取り組んでいく。

SDGs(Sustainable Development Goals)

2015年9月に国連で合意された“全世界全ての人たちが“持続的に”“人らしく生きる”ための世界共通の開発目標です。



第5節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱

市、大阪南消防組合（以下「消防組合」という。）、府、羽曳野警察署（以下「警察署」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力し、次に挙げる事務又は業務について、総合的かつ計画的に防災対策として実施することにより災害に対する危機管理機能の向上に努めるものとする。

第1 藤井寺市

災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、次に掲げる事項の実施並びに、必要な指示及び勧告を行う。

1. 対策本部総括

（1）危機管理室

- ☐ 災害対策本部の設置及び廃止に関する事
- ☐ 本部長の指示及び伝達に関する事
- ☐ 防災会議及び災害対策本部会議に関する事
- ☐ 気象、災害情報の収集、伝達、各部からの災害情報の取りまとめ及び本部、防災関係機関への報告に関する事
- ☐ 災害通信の確保に関する事
- ☐ 職員の非常招集に関する事
- ☐ 自衛隊、隣接市、協定締結市町村及び関係機関への協力要請等に関する事
- ☐ 国・府等への連絡、報告及び要望に関する事
- ☐ 防災関係機関との連絡、調整に関する事
- ☐ 災害に関する文書の収受に関する事
- ☐ 大和川右岸水防事務組合との連絡調整に関する事
- ☐ 藤井寺市消防団（以下「消防団」という。）の出動要請に関する事
- ☐ 自衛隊の災害派遣要請の依頼及び受入れに関する事
- ☐ 災害救助法の事務に関する事
- ☐ 災害記録に関する事
- ☐ 広域消防応援の受入れ及び調整に関する事
- ☐ 自主防災組織に関する事
- ☐ 防犯活動に関する事
- ☐ 各対策部の連絡統制に関する事
- ☐ 義援物資に関する事

（2）会計室

- ☐ 国・府等からの見舞金の出納に関する事

- ☐ 見舞金・災害応急対策経費の支払いに関する事
- ☐ その他経費の支払いに関する事

(3) 議会事務局

- ☐ 議員への連絡に関する事
- ☐ 本部長の特命事項に関する事

(4) 選挙管理委員会、監査委員事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局

- ☐ 所轄事務に係る委員等への連絡に関する事
- ☐ 本部長の特命事項に関する事

2. 政策企画対策部

(1) 秘書課

- ☐ 本部長・副本部長（副市長）の秘書に関する事
- ☐ 渉外に関する事
- ☐ 見舞者等への応接に関する事

(2) 戦略調整課

- ☐ 復旧・復興の総括的計画に関する事
- ☐ 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関する事

(3) DX推進課

- ☐ 情報機器の保全に関する事

(4) 魅力発信課

- ☐ 災害に関する写真・ビデオ等による記録に関する事
- ☐ 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事
- ☐ 避難指示等の広報に関する事

3. 総務対策部

(1) 管財課

- ☐ 庁舎、電気施設の保全に関する事
- ☐ 庁舎の警備に関する事
- ☐ 災害用車両の調達配分計画及び燃料の確保に関する事
- ☐ 庁舎の被害調査及び応急措置に関する事
- ☐ 公有財産の被害調査及び応急措置に関する事

(2) 人事課

- ☐ 職員の安否確認に関する事
- ☐ 職員の公務災害等の補償に関する事
- ☐ 職員の仮眠室等、健康管理に関する事
- ☐ 職員の給食及び被服等に関する事

(3) 行財政管理課

- ☐ 災害対策費関係資料の作成及び報告に関する事
- ☐ 市の災害起債に関する事
- ☐ 市の災害復旧資金計画及び資金調達に関する事

- ☐ 災害対策費の収入支出及び決算に関すること

(4) 税務課

- ☐ 罹災証明に関すること
- ☐ 被災家屋調査に関すること
- ☐ 災害に伴う税の減免に関すること

(5) 契約検査課

- ☐ 食料及び物資の調達、確保に関すること
- ☐ 食料及び物資の供給に関すること
- ☐ 災害対策諸物資の調達、検収及び契約に関すること
- ☐ 緊急時における関係業者等への協力依頼、連絡調整に関すること

4. 市民生活対策部

(1) 市民課

- ☐ 市民の安否確認に関すること
- ☐ 遺体安置所等の運営等に関すること
- ☐ 被災者の給食に関すること

(2) 協働人權課

- ☐ 市民総合会館の被害調査及び応急対策に関すること
- ☐ 市民からの相談・要望の受付、本部への報告に関すること
- ☐ 外国人に対する情報提供及び相談に関すること
- ☐ 地区自治会への協力要請に関すること

(3) 商工労働課

- ☐ 商工業の被害調査、復旧に関すること
- ☐ 被災商工業者の復旧資金の融資あっせん事務に関すること
- ☐ 不正計量防止に関すること
- ☐ 商工会との連絡調整に関すること

(4) 観光課

- ☐ 来訪者に関すること

(5) 環境衛生課

- ☐ 防疫資材及び防疫薬品の整備に関すること
- ☐ 防疫対策の実施に関すること
- ☐ し尿及びごみ処理に係る応急対策に関すること
- ☐ 塵芥収集計画及び廃棄物の処理に関すること
- ☐ 災害廃棄物等、廃材等の処理（他の部の所管は除く）に関すること
- ☐ 清掃施設、清掃業者の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること

5. 健康福祉対策部

(1) 福祉総務課

- ☐ 義援金の受領及び分配、災害弔慰金に関すること
- ☐ 見舞金の交付に関すること

- ☐ 避難行動要支援者対策に関する事
- ☐ 社会福祉協議会との連絡調整に関する事

(2) 法人指導課

- ☐ 社会福祉施設の被災状況調査、報告に関する事

(3) 生活支援課

- ☐ 生活保護世帯、生活困窮者、行旅の被災状況調査に関する事

(4) 高齢介護課

- ☐ 避難行動要支援者対策に関する事
- ☐ 被災者に対する介護保険の減免等に関する事
- ☐ 老人福祉センターの被害調査及び応急対策に関する事

(5) 健康・医療連携課

- ☐ 市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、保健所、医療機関等との連絡調整に関する事
- ☐ 救護所の設置・運営に関する事
- ☐ 医療救護活動に関する事
- ☐ 応援・派遣保健師の調整及び要請に関する事
- ☐ 被災者への心のケアに関する事
- ☐ 感染症の予防等、公衆衛生に関する事
- ☐ 災害医療センター及び地域医療救護班との連絡調整に関する事
- ☐ 保健衛生関係被害及び医療機関の被害状況の調査、報告に関する事
- ☐ 保健センターの被害調査及び応急対策に関する事

(6) 保険年金課

- ☐ 被災者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療の減免等に関する事

6. こども未来対策部

(1) 子育て支援課

- ☐ 子育て関係団体との連絡調整に関する事

(2) こども施設課

- ☐ 市立保育施設等の被害調査及び応急対策に関する事
- ☐ 被災した園児・保育児童の状況調査、応急対策、及び応急保育等に関する事
- ☐ 民間保育施設等の被害調査、報告に関する事

(3) 各保育所・こども園・幼稚園

- ☐ 園児・保育児童の安全対策に関する事
- ☐ 園児・保育児童の避難誘導及び収容に関する事

7. 都市整備対策部

(1) 都市デザイン課

- ☐ 建物の応急危険度判定に関する事
- ☐ 応急危険度判定の実施に関する事
- ☐ 空家対策に関する事
- ☐ 市有建物の応急修理及び緊急装置の準備に関する事

- ☐ 応急仮設住宅の建設に関する事
- ☐ 所管工事現場の災害防止に関する事
- ☐ 復旧工事に係る委託業者及び機械の動員、配置並びに応急対策活動の指示に関する事
- ☐ 現場員に対する物資の配給に関する事

(2) まち建設課

- ☐ 所管工事現場の災害防止に関する事

(3) まちとみどり保全課

- ☐ 道路・橋梁等の被害調査及び応急対策に関する事
- ☐ 土砂、災害廃棄物等、廃材等道路障害物の除去及び道路啓開に関する事
- ☐ 応急資機材の調達に関する事
- ☐ 河川、水路の被害調査、報告に関する事
- ☐ 用排水路等の障害物除去及び応急対策に関する事
- ☐ 法定外公共物の管理・運営に関する事
- ☐ 交通対策関係機関等との連絡調整に関する事
- ☐ ため池管理者との連絡調整に関する事
- ☐ ため池の被害調査及び応急対策に関する事
- ☐ 樋門の管理に関する事
- ☐ 農作物、農地の被害調査に関する事
- ☐ 公園・街路樹等の被害調査及び応急対策に関する事
- ☐ 災害用農林金融あっせんに関する事

(4) 下水道課

- ☐ 雨水ポンプ場の管理・運営に関する事
- ☐ 公共下水道施設の被害調査、報告に関する事
- ☐ 公共下水道の応急対策に関する事
- ☐ 浸水箇所等の確認巡視に関する事
- ☐ 所管工事現場の災害防止に関する事
- ☐ 公共下水道の復旧工事に係る委託業者及び機械の動員、配置並びに応急対策活動の指示に関する事

8. 教育対策部

(1) 教育総務課

- ☐ 教育施設の被害調査及び応急対策に関する事
- ☐ 被災した児童・生徒に関する学用品の調達及び支給に関する事
- ☐ 民間教育施設の被害調査、報告に関する事

(2) 学校教育課

- ☐ 被災した児童・生徒の状況調査及び応急措置に関する事
- ☐ 応急教育に関する事

(3) 文化財保護課

- ☐ 文化財の保護に関する事

第1編 総則

(4) 生涯学習課

- ☐ 生涯学習センターの被害調査及び応急対策に関すること
- ☐ 避難所の開設及び収容に関すること
- ☐ 放課後児童会に関すること

(5) スポーツ振興課

- ☐ 体育施設の被害調査及び応急対策に関すること
- ☐ 避難所の開設及び収容に関すること

(6) 図書館

- ☐ 図書館の被害調査及び応急対策に関すること

(7) 各小中学校

- ☐ 避難所（学校）の開設及び収容に関すること
- ☐ 学校内の避難場所の選定に関すること
- ☐ 避難所開設から市職員が派遣されるまでの避難所管理に関すること
- ☐ 児童・生徒の安全対策に関すること
- ☐ 児童・生徒の避難誘導及び収容に関すること
- ☐ 教員の動員、補充に関すること
- ☐ 休校、授業短縮の措置及び開校準備に関すること

第2 大阪南消防組合

- ☐ 防災に関する教育及び訓練に関すること
- ☐ 防災資機材の整備点検に関すること
- ☐ 災害情報等の収集及び必要な広報に関すること
- ☐ 災害の防除、警戒、鎮圧に関すること
- ☐ 要救助被災者の救出、救助に関すること
- ☐ 傷病者の救急搬送に関すること
- ☐ 大阪南消防組合庁舎等の被害調査及び応急措置に関すること

第3 柏羽藤環境事業組合

- ☐ 災害時におけるゴミ、災害廃棄物等の処理に関すること
- ☐ 災害時におけるし尿の処理に関すること

第4 大阪府

1. 富田林土木事務所

- ☐ 府の管理する土木施設、河川の防災対策及び復旧対策に関すること
- ☐ 水防時の雨量、河川水位等の情報の収集及び水防管理者への伝達に関すること
- ☐ 災害予防対策及び災害応急対策等に係る市及び関係機関との連絡調整に関すること

2. 南河内農と緑の総合事務所

- ☐ ため池に関する水防対策に関すること

- ☐ 災害時における農作物等の被害の減少を図るための技術指導に関すること

3. 藤井寺保健所

- ☐ 保健所保健医療調整本部を設置し災害時における保健衛生対策・医療救護活動に関する調整、市が処理する事務又は業務の指導、指示等の連絡調整に関すること

第5 大阪府警察本部（羽曳野警察署）

- ☐ 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
- ☐ 被災者の救出救助及び避難指示に関すること
- ☐ 交通規制・管制に関すること
- ☐ 広域応援等の要請・受入れに関すること
- ☐ 遺体の検視（見分）等の措置に関すること
- ☐ 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること
- ☐ 災害資機材の整備に関すること

第6 指定地方行政機関

1. 国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所

- ☐ 公共土木施設（直轄）の整備と防災管理に関すること
- ☐ 直轄河川についての洪水予報、水防警報の発表伝達に関すること
- ☐ 公共土木施設（直轄）の応急対策に関すること
- ☐ 被災公共土木施設（直轄）の復旧に関すること

2. 羽曳野労働基準監督署

- ☐ 工場、事業所等における労働災害防止対策に関すること
- ☐ 災害時における事業場施設の被災状況の収集に関すること
- ☐ 災害時の応急工事等における労働災害防止についての事業場等への監督指導に関すること
- ☐ 災害時の応急工事等における二次災害防止措置をはじめとした労働災害防止のための自主的安全管理運動の促進に関すること
- ☐ 労働者の災害補償に関すること
- ☐ 離職者の早期再就職等の促進に関すること
- ☐ 雇用保険の失業等給付に関すること

3. 近畿農政局（大阪府拠点）

- ☐ 応急用食料品及び米穀の供給に関すること

4. 大阪管区气象台

- ☐ 災害に係る気象、地象、水象等に関する情報、予報、警報の発表及び伝達に関すること

第7 自衛隊（陸上自衛隊第3師団第37普通科連隊）

- ☐ 府、市その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力に関すること

第8 指定公共機関及び指定地方公共機関

1. 藤井寺郵便局

- ☐ 災害時における郵便業務の確保に関する事
- ☐ 災害特別事務に関する事
- ☐ 郵便業務の復旧に関する事

2. 西日本電信電話株式会社（関西支店）及び株式会社NTTドコモ（関西支社）（以下、本計画においては「西日本電信電話株式会社等」という。）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社

- ☐ 電気通信設備の整備と防災管理に関する事
- ☐ 電気通信設備の応急対策に関する事
- ☐ 非常緊急通信の確保に関する事
- ☐ 被災電気通信設備の復旧に関する事

3. 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

- ☐ 電力供給施設の整備と防災管理に関する事
- ☐ 電力供給施設の応急対策に関する事
- ☐ 災害時における電力供給の確保に関する事
- ☐ 被災電力供給施設の復旧に関する事

4. 大阪ガスネットワーク株式会社

- ☐ ガス供給施設の整備と防災管理に関する事
- ☐ ガス供給施設の応急対策に関する事
- ☐ 被災ガス供給施設の復旧に関する事

5. 近畿日本鉄道株式会社（藤井寺駅）

- ☐ 鉄道施設の防災管理に関する事
- ☐ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事
- ☐ 災害時における緊急輸送の協力に関する事
- ☐ 災害時における鉄道通信施設の利用に関する協力に関する事
- ☐ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事

6. 西日本高速道路株式会社関西支社（阪奈高速道路事務所）

- ☐ 市内の高速道路施設の防災対策及び施設の応急復旧等に関する事

7. 大和川右岸水防事務組合

- ☐ 水防団員の教育及び訓練に関する事
- ☐ 水防資機材の整備・備蓄に関する事
- ☐ 災害時における水防活動の実施に関する事

8. 日本放送協会（大阪放送局）

- ☐ 放送施設の整備と防災管理に関する事
- ☐ 災害情報の放送に関する事
- ☐ 放送施設の応急対策に関する事
- ☐ 被災放送施設の復旧に関する事

9. 各民間放送株式会社

- ☐ 防災知識の普及等に関すること
- ☐ 災害時における広報に関すること
- ☐ 緊急放送・広報体制の整備に関すること
- ☐ 気象予報時の放送周知に関すること
- ☐ 社会奉仕団体等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
- ☐ 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

10. 日本赤十字社（大阪府支部）

- ☐ 災害医療体制の整備に関すること
- ☐ 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること
- ☐ 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること
- ☐ 義援金品の募集、配分等の協力に関すること
- ☐ 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること
- ☐ 救援物資の備蓄に関すること

11. 大阪広域水道企業団

- ☐ 水道用・工業用水道施設の耐震化等に関すること
- ☐ 水道用・工業用水道の被害情報の周知に関すること
- ☐ 災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関すること
- ☐ 水道用水及び工業用水の確保に関すること
- ☐ 応急給水及び応急復旧に関すること

第9 その他公共的団体

1. 市商工会・商店連合会・農業協同組合

- ☐ 災害時における物価安定についての協力及び救助用物資、復旧資機材の確保等についての協力に関すること

2. 市区長会（自主防災会ネットワーク）・水利組合

- ☐ 市が行う防災事務又は業務への協力に関すること

3. 藤井寺市社会福祉協議会

- ☐ 災害時における要配慮者対策への協力に関すること
- ☐ ボランティアセンターの設置、運営に関すること
- ☐ ボランティアの協力要請に関すること
- ☐ ボランティアの受入れ、支援及び調整に関すること
- ☐ 災害復旧についての相談受付、被災生活困窮者に対する生活資金の貸付に関すること

4. 藤井寺市赤十字奉仕団

- ☐ 災害時における協力活動等に関すること

5. 市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会

- ☐ 災害時における医療救護活動に関すること

6. 市災害医療センター（医療法人ラポール会 青山病院）

第 1 編 総則

- ☐ 災害医療センターの運営に関する事
- ☐ 救急患者の収容及び診療に関する事
- ☐ 医療班の編成及び派遣に関する事

第 10 その他、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- ☐ 災害予防、災害応急対策、災害復旧に関し、藤井寺市防災会議が必要と認める事務又は業務に関する事

第6節 市民、事業者の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

市民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力してさまざまな防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

第1 市民の役割

市民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

1. 災害等の知識の習得

- (1) 防災訓練や防災講習等への参加
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認
- (3) 過去の災害から得られた教訓の伝承

2. 災害への備え

- (1) 家屋等の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止
- (2) 避難場所、避難経路の確認
- (3) 家族との安否確認方法の確認
- (4) 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄
- (5) 災害時に必要な情報の入手方法の確認

3. 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な参加
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 避難行動要支援者への支援
- (4) 地域住民による避難所の自主的運営
- (5) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

第2 事業者の役割

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するよう努めなければならない。

1. 災害等の知識の習得

- (1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認

2. 災害への備え

- (1) 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備
- (2) 事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止
- (3) 避難場所、避難経路の確認
- (4) 従業員及び利用者等の安全確保
- (5) 従業員の安否確認方法の確認
- (6) 最低3日分の生活必需品等の備蓄

3. 出勤及び帰宅困難者への対応

- (1) 発災時のむやみな移動開始の抑制
- (2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- (3) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- (4) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

4. 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携

市民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

第 7 節 計画の修正

藤井寺市防災会議は、災害対策基本法第 4 2 条の規定に基づき、本計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。また、計画策定への多様な主体の参画促進に努める。

市、府及び指定公共機関は、防災計画間の必要な調整、国から府に対する助言等又は府から市に対する助言等を通じて、地域防災計画及び防災業務計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

第 8 節 計画の周知徹底

本計画は、市の全職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災上重要な施設の管理者に周知徹底を図るものとする。

また、本計画を円滑に実施するため、防災関係機関は、平素から研修、訓練等によって習熟に努めるとともに、災害対策基本法第 4 2 条第 4 項の規定に基づき本計画の要旨を公表し、市民に周知徹底を図るものとする。